

資料

令和4年6月16日開催

第4回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第1号	美瑛町税条例等の一部改正について	-----	1～24
議案第2号	美瑛町都市計画税条例の一部改正について	-----	25～31
議案第3号	美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正について	-----	32～33

○規約の変更

議案第6号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	-----	34
議案第7号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	-----	35
議案第8号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	-----	36

美瑛町税条例等の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、本条例等の一部を改正する。

2 改正の概要

（1）納税環境整備

不動産登記法改正に伴う規定の改正

DV被害者等の登記簿上の住所に代わる記載に係る不動産登記法の改正に伴い規定の整備を行うもの。

（2）個人町民税

①個人町民税に係る所得割の課税標準の規定の改正

特定配当等又は特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式について、個人町民税の課税方式を所得税と一致させることに伴い規定の整備を行うもの。

②寄附金税額控除の規定の削除

民法法人が公益社団法人又は公益財団法人へ移行できる期限を過ぎたことから、寄附の対象範囲の規定の整備を行うもの。

③個人町民税の申告

公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備を行うもの。

④扶養親族等申告書の記載に係る規定の改正

給与所得者又は公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書に記載すべき扶養親族等に係る規定の整備を行うもの。

⑤個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定の改正

住宅借入金特別税額控除の適用期限を令和20年度分まで、入居の年を令和7年までとそれぞれ延長する規定の整備を行うもの。このことに伴い新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置が不要となったことから、当

該規定を削除するもの。

(3) 固定資産税

①下水道除害施設に係る課税標準の特例措置の改正

新たに下水道の排水区域となったことにより除害施設の設置義務が生じる既存事業者を対象とし、当該除害施設に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を見直し、適用期限を2年延長するもの。

②法附則第15条第44項の条例で定める割合の規定の新設

貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設するもの。

③新築住宅等に対する固定資産税の減額に係る規定の改正

地方税法の改正により、固定資産税の減額の適用対象となる省エネ改修工事費要件が改正されたことに伴う条文の整備を行うもの。

④土地に係る固定資産税の負担調整措置についての特例規定の改正

令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の5パーセントから2.5パーセントとする規定の改正を行うもの。

(4) その他地方税法等の改正に伴う条文整備

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等により改正された地方税法の条項ずれなどに伴い、条文の整備を行うもの。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、次に掲げる規定は、それぞれ附則に定める日から施行する。

(1) 第36条の3の2第1項、第36条の3の3第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第17条の2第3項及び附則第24条の改正規定並びに附則第25条の削除規定、令和3年改正条例第1条の改正規定並びに改正附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日施行

(2) 第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項、第53条の7、附則第16条の3第2項、附則第20条の2第4項、附則第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに改正附則第3条第3項の規定

令和6年1月1日施行

- (3) 第18条の4の改正規定、第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める規定、第73条の3中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える規定、改正附則第2条並びに改正附則第4条第3項及び第4項の改正規定 令和6年4月1日施行

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>第1条～第18条の3 【略】 （納税証明書の交付手数料）</p> <p>第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付（<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>）を請求する者は、美瑛町手数料徴収条例（平成12年美瑛町条例第28号）に定める手数料を納付しなければならない。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>第19条～第32条 【略】 （所得割の課税標準）</p> <p>第33条 【略】 2・3 【略】</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項<u>その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>第1条～第18条の3 【略】 （納税証明書の交付手数料）</p> <p>第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付_____を請求する者は、美瑛町手数料徴収条例（平成12年美瑛町条例第28号）に定める手数料を納付しなければならない。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>第19条～第32条 【略】 （所得割の課税標準）</p> <p>第33条 【略】 2・3 【略】</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項<u>その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>5 【略】</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 【略】</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p>
<p>第34条～第34条の6 【略】 （寄附金税額控除）</p>	<p>第34条～第34条の6 【略】 （寄附金税額控除）</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>第34条の7 【略】</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるものア～エ 【略】</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人_____</p> <p>_____</p> <p>_____に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>カ～コ 【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>第34条の8 【略】</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書_____に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書_____に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した</p>	<p>第34条の7 【略】</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるものア～エ 【略】</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>カ～コ 【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>第34条の8 【略】</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 【略】</p> <p>第35条・第36条 【略】 （町民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）</u>）の法第314条</p>	<p>場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道民税 _____若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 【略】</p> <p>第35条・第36条 【略】 （町民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</u>）</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書の規定により、町長の定める様式による。</u></p> <p>3～10 【略】</p> <p>第36条の3 【略】</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行</p>	<p>に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書の規定により、町長の定める様式による。</u></p> <p>3～10 【略】</p> <p>第36条の3 【略】</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</p> <p>(3) 扶養親族の氏名及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)(個人番号を有しない者にあつては、氏名)</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2～5 【略】</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同</p>	<p>規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 扶養親族の氏名及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)(個人番号を有しない者にあつては、氏名)</p> <p>(3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2～5 【略】</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) <u>扶養親族の氏名及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名）</u></p> <p>(4) <u>その他施行規則で定める事項</u></p>	<p>項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>扶養親族</u></p> <p>（控除対象扶養親族 _____</p> <p>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>扶養親族の氏名及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名）</u></p> <p>(3) <u>その他施行規則で定める事項</u></p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>2～5 【略】 第36条の4～第47条の6 【略】 （法人の町民税の申告納付） 第48条 【略】 2～8 【略】 9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 【略】 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 【略】 第49条～第53条の6 【略】 （特別徴収税額の納入の義務等）</p>	<p>2～5 【略】 第36条の4～第47条の6 【略】 （法人の町民税の申告納付） 第48条 【略】 2～8 【略】 9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 【略】 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 【略】 第49条～第53条の6 【略】 （特別徴収税額の納入の義務等）</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。</p> <p>第53条の7の2～第73条 【略】 （固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、美瑛町手数料徴収条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。 （固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、美瑛町手数料徴収条例の定めるところによる。</p> <p>第74条～第151条 【略】 附 則</p>	<p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第2項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。</p> <p>第53条の7の2～第73条 【略】 （固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳_____の閲覧の手数料_____は、美瑛町手数料徴収条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。 （固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p> <p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書_____の交付_____手 数料は、美瑛町手数料徴収条例の定めるところによる。</p> <p>第74条～第151条 【略】 附 則</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>第1条～第7条の3 【略】</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>第7条の4～第10条 【略】</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 【略】</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>第1条～第7条の3 【略】</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>第7条の4～第10条 【略】</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 【略】</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>
<p>25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	
<p>26 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>25 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産を含む。）とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>	<p>26 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産を含む。）とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和 4 年 6 月 1 6 日
第 4 回美瑛町議会定例会資料

第 1 条による改正（美瑛町税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 2 号））

新	旧
<p>第 1 0 条の 3 【略】 2～8 【略】 9 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第 1 0 項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 【略】 (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から 3 月を経過した後 に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができ なかつた理由</p> <p>1 0 【略】 1 1 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する<u>特定熱損失防止改 修等住宅</u>又は同条第 5 項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>専 有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法 附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了 した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行 規則附則第 7 条第 1 1 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出 しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p>	<p>第 1 0 条の 3 【略】 2～8 【略】 9 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の<u>熱損失防止改修住宅</u> 又は同条第 1 0 項の<u>熱損失防止改修専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 【略】 (4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から 3 月を経過した後 に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができ なかつた理由</p> <p>1 0 【略】 1 1 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する<u>特定熱損失防止改 修住宅</u> 又は同条第 5 項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u> 専 有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法 附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u> が完了 した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行 規則附則第 7 条第 1 1 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出 しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後 に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができ なかつた理由</p> <p>12・13 【略】</p> <p>第11条～第11条の2 【略】</p> <p>（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度 分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分 の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税 額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固 定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以 下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和 4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて 得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前 年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係</p>	<p>(4) 熱損失防止改修工事 が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事 に要した費用及び令附則第12条第 31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事 が完了した日から3月を経過した後 に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができ なかつた理由</p> <p>12・13 【略】</p> <p>第11条～第11条の2 【略】</p> <p>（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度 分の固定資産税の特例）</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分 の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税 額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固 定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以 下この条において同じ。）に100分の5 _____ _____を乗じて 得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前 年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該 額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 【略】</p> <p>第12条の2～第16条の2 【略】</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 【略】</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</p>	<p>る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 【略】</p> <p>第12条の2～第16条の2 【略】</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 【略】</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>3 【略】 第16条の4～第17条 【略】 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 【略】 2 【略】 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 第17条の3～第20条 【略】 （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例） 第20条の2 【略】 2～3 【略】 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適</p>	<p><u>記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。</u> 3 【略】 第16条の4～第17条 【略】 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 【略】 2 【略】 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 第17条の3～第20条 【略】 （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例） 第20条の2 【略】 2～3 【略】 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書を</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>用する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>いう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p>
<p>5 【略】 （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第20条の3 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>5 【略】 （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第20条の3 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p>
<p>5 【略】</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る_____同条第4項に規定する確定申告書にこの項_____の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合_____</p> <p>_____であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定に</p>	<p>5 【略】</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。</u>）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定に</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<p>より配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>第21条～第23条 【略】 （新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号_____）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>より配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>第21条～第23条 【略】 （新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和16年度」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイル</p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第1条による改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号））

新	旧
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>ス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>

○美瑛町税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

第2条による改正（美瑛町税条例等の一部を改正する条例（令和3年美瑛町条例第5号））

新	旧
<p>(美瑛町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p>	<p>(美瑛町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>」に限る」に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p>

美瑛町都市計画税条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

（1）法附則第15条第44項の条例で定める割合の規定の新設

貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設するもの。

（附則第6項の追加規定）

（2）土地に係る都市計画税の負担調整措置についての特例規定の改正

令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の5パーセントから2.5パーセントとする規定の改正を行うもの。

（附則第8項の改正規定）

（3）その他地方税法等の改正に伴う条文整備

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等により改正された地方税法の条項ずれなどに伴い、条文の整備を行うもの。

（附則第2項から附則第5項、附則第7項、附則第9項から附則第16項の改正規定）

3 施行期日

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1 【略】 (法附則第15条第15項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第</p>	<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1 【略】 (法附則第15条第16項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第</p>

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令</p>	<p>10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5_____を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令</p>

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>10</u> 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画</p>	<p>和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>9</u> 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画</p>

新	旧
<p>税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>12</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><u>13</u> 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項</p>	<p>税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><u>12</u> 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項</p>

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧																				
<p>において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">負担水準の区分</th> <th style="text-align: center;">負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.9以上のもの</td> <td style="text-align: center;">1.025</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.8以上0.9未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7以上0.8未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.075</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>14 <u>附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、<u>第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の</u>都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u></u></p> <p>15 <u>法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、<u>第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、<u>第39項、第40項若しくは第44項</u></u></u></p>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	<p>において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">負担水準の区分</th> <th style="text-align: center;">負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.9以上のもの</td> <td style="text-align: center;">1.025</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.8以上0.9未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7以上0.8未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.075</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.7未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>13 <u>附則第7項及び第9項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、<u>第10項及び第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u></u></p> <p>14 <u>法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、<u>第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、<u>第37項から第39項まで、<u>第42項若しくは第</u></u></u></u></p>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				

○美瑛町都市計画税条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>____、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>16 令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないことができる。</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>15 令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないことができる。</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）が令和4年3月31日に改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の規定の条項ずれに伴い、条文の整備を行うもの。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

○美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (特例措置)</p> <p>第2条 町長は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備であつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(法第23条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(第1号において「資本金の額等」という。))が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をいう。以下同じ。)をした者に対し、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税の課税を免除するものとする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (特例措置)</p> <p>第2条 町長は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備であつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(法第23条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(第1号において「資本金の額等」という。))が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。)をいう。以下同じ。)をした者に対し、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税の課税を免除するものとする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>

○北海道市町村総合事務組合同約 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
第1条～第15条 【略】 別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体		第1条～第15条 【略】 別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
【略】	【略】	【略】	【略】
上川総合振興局（31）	【略】、上川広域滞納整理機構、上川中部福祉事務組合	上川総合振興局（30）	【略】、上川広域滞納整理機構_____
【略】	【略】	【略】	【略】
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1～8 【略】	【略】	1～8 【略】	【略】
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	【略】、上川広域滞納整理機構、上川中部福祉事務組合、留萌消防組合【略】	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	【略】、上川広域滞納整理機構_____、留萌消防組合【略】
10 【略】	【略】	10 【略】	【略】

○北海道市町村職員退職手当組合格約 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
第1条～第15条 【略】 別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 【略】 (2) 一部事務組合及び広域連合		第1条～第15条 【略】 別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 【略】 (2) 一部事務組合及び広域連合	
区分	一部事務組合及び広域連合	区分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内～ 空知管内	【略】	石狩管内～ 空知管内	【略】
上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、 <u>上川中部福祉事務組合</u>	上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合_____
留萌管内～ 根室管内	【略】	留萌管内～ 根室管内	【略】

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約 新旧対照表

令和4年6月16日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第19条 【略】 別表第1（第3条） 【略】 とまち広域消防事務組合 <u>上川中部福祉事務組合</u></p> <p>別表第2（第6条） 【略】</p>	<p>第1条～第19条 【略】 別表第1（第3条） 【略】 とまち広域消防事務組合 _____</p> <p>別表第2（第6条） 【略】</p>

美瑛町議会会議規則の一部改正要旨

1 改正の要旨

二元代表制の一翼を担う議会の存在と役割がますます重要になってきている中、時代にふさわしい美瑛町議会のあり方について調査研究を行い、かつ、不断の議会改革に取り組むため、以下のとおり規則の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 議会のあり方について、調査研究を進めるための協議又は調整の場として、新たに「議会改革検討委員会」について規定
- (2) 臨時に協議の場を設ける場合の手続きについて規定

3 施行期日

令和4年7月1日から施行する。

○美瑛町議会会議規則 新旧対照表

令和4年6月17日
第4回美瑛町議会定例会資料

新	旧												
<p>第1条～第127条 【略】</p> <p>第18章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場)</p> <p>第128条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第129条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p> <p>別表（第128条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> <th style="text-align: center;">構成員</th> <th style="text-align: center;">招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全員協議会</td> <td>執行機関からの議案取扱い及び議会運営に関する協議又は調整の場とする。</td> <td style="text-align: center;">全議員</td> <td style="text-align: center;">議長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">議会改革検討委員会</td> <td>議会のあり方について、調査研究を進めるための協議又は調整の場とする。</td> <td>副議長、議会運営委員長、各常任委員長及び副委員長、議長が指名した議員</td> <td style="text-align: center;">議会改革検討委員長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	全員協議会	執行機関からの議案取扱い及び議会運営に関する協議又は調整の場とする。	全議員	議長	議会改革検討委員会	議会のあり方について、調査研究を進めるための協議又は調整の場とする。	副議長、議会運営委員長、各常任委員長及び副委員長、議長が指名した議員	議会改革検討委員長	<p>第1条～第127条 【略】</p> <p>第18章 全員協議会 (全員協議会)</p> <p>第128条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。</p> <p>2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。</p> <p>3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第129条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>
名称	目的	構成員	招集権者										
全員協議会	執行機関からの議案取扱い及び議会運営に関する協議又は調整の場とする。	全議員	議長										
議会改革検討委員会	議会のあり方について、調査研究を進めるための協議又は調整の場とする。	副議長、議会運営委員長、各常任委員長及び副委員長、議長が指名した議員	議会改革検討委員長										